

記載要領等	災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書【現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予】
-------	---

《使用目的等》

この届出書は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 70 条の 6 の 8 第 6 項又は第 70 条の 6 の 10 第 6 項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、当該現物出資により設立された会社（以下「承継会社」といいます。）が災害等により被害を受けた場合において、租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 27 項第 5 号又は第 40 条の 7 の 10 第 25 項第 5 号において準用する措置法（以下「準用措置法」といいます。）第 70 条の 7 第 30 項又は第 70 条の 7 の 2 第 31 項の規定の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、次に掲げる場合に該当し、これらの規定の適用を受けた場合には、（贈与）特定期間内において承継会社が準用措置法第 70 条の 7 第 3 項第 9 号又は第 70 条の 7 の 2 第 3 項第 9 号の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなったとき（以下「資産管理会社非該当要件を満たさなくなったとき」といいます。）であっても納税猶予を継続できます。

- 1 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の 30%以上である場合
- 2 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の 20%以上である場合（上記 1 に該当する場合を除きます。）
- 3 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 3 号又は第 4 号のいずれかの事由に該当し、特定日以後 6 か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の 70%以下である場合において、（贈与）特定期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき（上記 1 又は 2 に該当する場合を除きます。）

（注）1 「（贈与）特定期間」とは、災害が発生した日の直前の特定基準日（特定申告期限の翌日から起算して 1 年を経過するごとの日をいいます。）の翌日から同日以後 10 年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限ります。）をいいます。なお、事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した日後に到来する最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、当該株式等を取得した日から同日以後 10 年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限ります。）をいいます。

- 2 「特定申告期限」とは、特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の措置法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。

- 3 資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合	雇用割合
70%未満	0 %
70%以上 100%未満	40%
100%以上	80%

- 4 「常時使用従業員」とは措置法第 70 条の 7 第 2 項第 1 号イ又は第 70 条の 7 の 2 第 2 項第 1 号イに規定する常時使用従業員をいいます。

《提出期限》

- 1 準用措置法第 70 条の 7 第 30 項の規定の適用を受ける場合
災害等の発生した日から 10 か月を経過する日
- 2 準用措置法第 70 条の 7 の 2 第 31 項の規定の適用を受ける場合
 - (1) 災害等の発生した日前に相続等があったとき
災害等の発生した日から 10 か月を経過する日
 - (2) 災害等の発生した日から同日以後 1 年を経過する日までに相続等があったとき
相続税の申告書の提出期限

＜災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書【現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予】 記載要領等＞

《記載要領》

「2 災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様」については、災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様に応じ、(1)から(3)のいずれかの「確認事項」欄を記入してください。

《添付書類》

「2 災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様」の(1)から(3)に応じ、次の書類を提出してください。

	添付書類	チェック欄
(1)	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の <u>確認書</u> （同条第1項第1号に係るものに限りします。）の <u>写し</u> 及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の <u>申請書</u> （同号に係るものに限りします。）の <u>写し</u>	☐
(2)	円滑化省令第13条の2第4項の <u>確認書</u> （同条第1項第2号に係るものに限りします。）の <u>写し</u> 及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の <u>申請書</u> （同号に係るものに限りします。）の <u>写し</u>	☐
(3)	円滑化省令第13条の2第4項の <u>確認書</u> （同条第1項第5号又は第6号に係るものに限りします。）の <u>写し</u> 及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の <u>申請書</u> （これらの号に係るものに限りします。）の <u>写し</u>	☐